

日本

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒106-6036 港区六本木一丁目6番1号

泉ガーデンタワー

Tel: (813) 6888 1000

Email: info@amt-law.com

Website: www.andersonmoritomotsune.com



Yoshimasa Dan

M&A取引のスケジュール

典型的なM&A取引では、守秘義務契約の締結から始まり、M&A取引条件交渉、デューデリジェンスの実施および覚書・最終契約の締結などを経て、最終段階で会社法上の手続の実施に至ることが多い。本稿では、M&A取引に付随してなされることが多い会社法上の手続の一部につき、特にスケジュールの観点から概説する。

合併

合併は、①取締役会による合併契約書締結承認決議、②合併契約書の締結、③事前開示書類の備置、④株主総会の招集通知発送、⑤株主総会による合併承認決議、⑥債権者保護手続(場合によっては株券提供手続)、そして⑦登記を経てなされることが通常である。

①の取締役会の招集通知は、取締役会の1週間前には発送されなければならないのが原則である。しかし、取締役および監査役の前全員の同意が得られれば招集通知を省略できる。②の合併契約書の締結は①の取締役会後になされるが、同日でも良い。③の書類の備置は、⑤の株主総会の会日の2週間前からなされる。④の招集通知発送前に議決権を有する株主を確定するため基準日を設けるのが通常であるが、基準日の2週間前に基準日設定公告をする必要があることに注意を要する。また、株主総会の招集通知の発送日と会日の間に14日以上必要である。⑤の合併承認決議がなされた後2週間以内に、債権者に対して異議申述することができる旨を公告・催告することになっている。官報などの公告枠を事前に手配しておく必要がある。⑥の債権者保護手続の完了には最低1ヶ月を要する。したがって、合併をするためには、会社法上の手続だけでも通常2ヶ月以上要することとなる。

会社分割

会社分割(吸収分割の場合)は、①取締役会による分割契約書締結承認決議、②分割契約書締結、③労働者との協議開始および労働者への通知、④事前開示書類の備置、⑤株主総会招集通知発送、⑥株主総会による会社分割承認決議、⑦債権者保護手続、そして⑧登記を経てなされることが通常である。新設分割の場合は、分割契約書に代わって分割

計画書が承認対象である。

③以外は上記「合併」において説明したことがほぼ当てはまる。③の労働者との協議は会社分割特有の手続であり、④の書類開示までになされなくてはならない。会社分割も、会社法上の手続だけで通常2ヶ月以上を要する。ただし、物的分割の場合において、分割会社が承継債務につき重畳的債務

引受をする場合は、債権者保護手続を省略できるため、この場合は大幅にスケジュールを短縮できる。

株式交換・株式移転

株式交換および株式移転は、①取締役会による株式交換契約書締結(株式移転)承認決議、②株式交換契約書締結(株式交換の場合)、③事前開示書類の備置、④株主総会招集通知発送、⑤株主総会による株式交換契約(株式移転)承認決議、⑥株券提供手続、そして⑦登記を経て行われる。

株式交換・株式移転も会社法上の手続だけで通常2ヶ月以上を要する。しかし、合併や会社分割と異なり債権者保護手続が不要であるため(ただし新会社法においては例外がある)、完全子会社となる会社が株券廃止会社などの場合は、通常1ヶ月以上を要する株券提供手続を省略することにより大幅にスケジュールの短縮が可能となる。

営業譲渡

営業譲渡は債権者保護手続も株券提供手続も不要であるため、会社法上の手続は簡便である。通常は営業譲渡契約書締結につき取締役会の承認決議を得るだけで済むが、営業の全部譲渡など株主総会が必要な場合もある。登記は不要である。

以上、紙面の関係から例外的事例や手続の詳細の説明は大幅に割愛せざるを得なかったが、大まかなスケジュール感を把握していただければ幸甚である。新株発行や株式併合・分割などを伴うM&A取引の場合は、これらの会社法上の手続もまたスケジュールに影響を与えるが、本稿では触れていない。また、独占禁止法、証券取引法、証券取引所規則および各種業法など、M&A取引のスケジュールに多大な影響を与える手続も多く存在するので、必要な手続の内容およびそれに要する期間を個別のM&A取引のプランニングの段階で入念にチェックしておくことが肝要であることを最後に付言しておく。